

会議の名称	民生文教委員会 協 議 会	開催月日・令和5年3月17日 開会時間・午前・午後0時30分 閉会時間・午前・午後1時02分
出席者	柴田 喜朗 栗津 明 安井 智子 南谷 佳寛 堀 隆和 糟谷 玲子	
欠席者		
オブザーバー	副議長 後藤 國弘	
傍聴者	藤川 貴雄 花村 隆 一般傍聴人4人	
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 山田病院長 國枝市長室長 堀市民部長 松原健福祉部長 横山子育て・健幸担当部長 浅井病院事務局長 今井田教育委員会事務局長 佐藤保険年金課長 清水税務課長 三輪健福祉部次長 伊藤高齢福祉課長 松下高齢福祉課課長補佐 熊崎子育て・健幸課長 橋本保健センター所長 國井子育て・健幸課主幹 八島子育て・健幸課課長補佐 南谷病院総務課長 野辺病院総務課課長補佐 川田病院医事課長 小川教育政策課長 伊藤市民協働部次長 吉村秘書広報課長	
協議事項	1 付託案件の審査 議第12号 羽島市附属機関設置条例の一部を改正する条例について 議第13号 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 議第16号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第17号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第18号 羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第19号 羽島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について 議第20号 羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 議第23号 羽島市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を	

	改正する条例について
議第 26 号	令和 4 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
請第 1 号	小中学校の給食費無償化を求める請願
請第 2 号	18 歳到達後の年度末までの医療費助成制度拡充を求める請願
請第 3 号	小中学校の給食費無償化を求める請願署名

【開会＝午後0時30分】

柴田委員長

ただいまから民生文教委員会を開会いたします。
本日の委員会に議員の他傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしく願いいたします。
本委員会に付託されました案件は、お手元に配付した通りであります。既に説明が終わっておりますので直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前に、挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。なお、発言時は着座にて発言していただいて構いません。
最初に、「議第12号 羽島市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

南谷佳寛委員

羽島市附属機関設置条例の一部を改正する条例について質問いたします。地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を設置するための羽島市附属機関設置条例の一部を改正するということですが、この内容につきましては議案質疑において詳しく説明を受けましたので、私からは羽島市教育委員会点検評価委員会の委員を5人ほど入れると言われていましたが、そのような人で構成するのかお尋ねいたします。

教育政策課長

お答えします。委員の構成につきましては、教育に関する学識経験を有する者として大学教授、学校教育に関わる者として岐阜県立学校教職員、PTA組織に関わる者としてPTAの代表者などを想定しております。以上でございます。

柴田委員長

他に質疑のある方いらっしゃいますか。

(質疑なし)

柴田委員長

質疑を終わります。
続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

(討論なし)

柴田委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第12号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
柴田委員長	<p>ご異議なしと認め、議第12号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第13号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
柴田委員長	<p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
柴田委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第13号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
柴田委員長	<p>ご異議なしと認め、議第13号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第16号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
柴田委員長	<p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
柴田委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第16号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>

柴田委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第16号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第17号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
柴田委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
柴田委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第17号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
柴田委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第17号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第18号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
糟谷委員	<p>羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。放課後児童健全育成事業所の利用状況を教えてください。</p>
子育て・健幸課長	<p>令和5年2月末時点における平均登録児童者数は581人となります。市内9カ所の各教室の内訳といたしましては、足近小学校区放課後児童教室が42人、同じく小熊小教室が25人、正木小教室が96人、竹鼻小教室が117人、福寿小教室が103人、中央小教室が124人、堀津小教室が35人、中島小教室が27人、くわばらこども園放課後児童教室が12人でございます。以上です。</p>
糟谷委員	<p>今回、安全計画の策定が義務付けられておりますが、子どもの安全を守るためにも職員の確保が必要ですが、職員の確保は大変だとお聞きしておりますけれども、大丈夫で</p>

子育て・健幸課長	<p>しょうか。</p> <p>令和5年2月末時点における、市内9カ所の放課後児童健全育成事業所の職員数は76人です。職員の数「羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第10条第2項に「放課後児童支援員数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」と定められています。また、同条第4項には「一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」と定められており、当市の放課後児童教室においては、条例に定められた基準にもとづいた配置を行い、運営を行っております。以上です。</p>
糟谷委員	<p>この条例では安全計画の策定と業務継続計画の策定を行うことが定められていますけれども、市直営ではない、委託をしているくわばらこども園の方はどう条例に対応されるのかお聞かせください。</p>
子育て・健幸課長	<p>今回の条例改正は、委託先法人が運営する放課後児童健全育成事業所にも適用されるため、くわばらこども園放課後児童教室においても、安全計画の策定等の必要な対応を取っていく予定です。以上です。</p>
柴田委員長	<p>他に質疑のある方いらっしゃいますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
柴田委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
柴田委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第18号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
柴田委員長	<p>ご異議なしと認め、議第18号は原案の通り可決することに決しました。</p>

	<p>次に、議第19号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>柴田委員長</p>	<p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
<p>柴田委員長</p>	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第19号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>柴田委員長</p>	<p>ご異議なしと認め、議第19号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第20号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
<p>安井委員</p>	<p>議第20号 羽島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明では健康保険法施行令等の一部を改正する政令の交付により、8万円を増額するとの説明がありましたけど、もう少し詳しくお聞かせください。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>出産育児一時金につきましては、これまで公的病院における出産費用を踏まえて改定されてきましたが、国の社会保障審議会における、「出産を躊躇させない十分な金額設定が必要」等との意見により、私的病院や診療所を含めた全施設の出産費用の平均額の推計を勘案して、全保険者で一律8万円を引き上げ、48万8000円とするものでございます。以上です。</p>
<p>安井委員</p>	<p>5年度において出産育児一時金の支給を何人見込んでいるのかお聞かせください。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>5年度予算におきましては50人を見込んでおります。以上です。</p>
<p>柴田委員長</p>	<p>他に質疑のある方いらっしゃいますか。</p>

柴田委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
柴田委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第20号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
柴田委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第20号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第23号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
柴田委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
柴田委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第23号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
柴田委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第23号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第26号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
柴田委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>

柴田委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第26号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
柴田委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第26号は原案の通り可決することに決しました。 次に、請第1号を議題といたします。本請願については既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。ご意見がございましたら発言願います。</p>
粟津委員	<p>今、世界中でウクライナ情勢の影響で先行きが不透明な状況に陥っている、異様な物価高が続いております。当市でもごみ袋の実質的な値上がり率は、物によっては75%から150%以上もの値上がりになっております。このままではますます暮らしにくい羽島市になっていきます。市民は不安で暮らしていくことになってしまいます。しかしながら、羽島市の財政は市長の財政の安定化対策のおかげで市の総基金は令和元年から4億5859万円増加している状況でございます。減債基金につきましては5億6300万円ほど増加いたしております。上記のことから、今請願に載っているような高校生の医療費無料化につきましては、1年間で約5000万円程度と考えられます。また、給食費につきましては1年間で3億となりますが、3億ですと非常に財政に負担がかかるということで、とりあえず夏休みまでの約1億円かかるということでございますので、全額無料にすると、医療費と給食費の合計は1億5000万円ほどかかるということです。それだけでも財政に影響を与えております。そこで提案ですけど、その半額を補助するとすれば、若い方が住みやすい羽島になろうという希望も出てくるであろうし、また、財政にもそんなに影響を与えるというふうには思いません。市内に住む子育て世帯に少しでも補助するべきであると考えております。また、移住定住政策を実現するためにも羽島市独自の補助制度を作成し、早急に補正予算を組んでいただくよう、要望書を提出することを提言いたします。</p>

柴田委員長	<p>他に発言のある方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
柴田委員長	<p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
安井委員	<p>私からは請第1号 小中学校の給食費無償化を求める請願に対し、反対の立場で討論させていただきます。経済的に困窮している児童生徒の給食費については生活保護や就学援助の制度により対応されています。昨今の社会経済情勢において、市では給食費の保護者負担を増やすことがないよう対策を講じています。学校給食は教育活動の一環と位置付けられています。教育の機会均等の立場において、地域によってその負担に格差が生じるべきではないことではありますが、子どもの教育費の負担は子育て世帯において重い負担になっています。自治体の限られた財源において、市町村間の競争や格差を生じさせるものではなく、この国の人口減少対策として、子育てにかかる負担が軽減される制度として、国に給食費の無償化を求めるべきと考えます。よって、請第1号 学校給食費に関する請願に反対します。</p>
柴田委員長	<p>他に討論のある方。</p>
糟谷委員	<p>請第1号 小中学校の給食費無償化を求める請願に対して反対の立場で討論いたします。羽島市では保護者の経済的負担軽減等の観点から学校給食費の全面無償化を昨年9月より実施しており、令和5年3月末まで措置を講じております。加えて、今後は食材費の物価高騰分の補填を行う予定であります。請願にもあるように、学校給食は教育基本法において食育と位置づけされ、教育の一環とされております。また、義務教育の機会均等の立場からも居住する地域によって教育費に著しい格差を生じさせることなく、全ての小中学校で学校給食の無償化することが求められております。以上のことから、市や県ではなく、国の責任において早急に小中学校の給食費無償化を求めるべきと考え、同請願に反対いたします。</p>
柴田委員長	<p>他に討論のある方ご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>

柴田委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>それでは採決を行います。請第1号は採択することに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(採択に賛成の委員挙手)</p>
柴田委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(不採択に賛成の委員挙手)</p>
柴田委員長	<p>挙手を行わない方はどういったかたちでしょうか。</p> <p>(「棄権ということ」と呼ぶものあり。)</p>
柴田委員長	<p>棄権ということに認めさせていただきます。よって、請第1号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>次に、請第2号を議題といたします。同請願については既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。ご意見がございましたら発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
柴田委員長	<p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
安井委員	<p>私からは、請第2号 18歳到達後の年度末までの医療費助成制度拡充を求める請願に対して反対の立場で討論させていただきます。12月議会では議会の総意として子ども医療費助成制度の創設を求める意見書を提出させていただいております。子どもの医療費助成については、羽島市を含め、県内全ての市町村での義務教育終了まで行われております。請願にもありますように、無償化の拡大は一部で行われておりますが、医療費の負担については全国どこでも公平であるべきであり、市町村間で争い合う状態になることは妥当ではないと考えます。また、少子化が進む中、子どもを産み、育てる環境を整備する必要があり、国にかかわる問題として、国において担うものであり、市町村間での競争や施策が分かれるものではなく、財源を含め、この国の全ての子どもたちが等しく医療を受けられる制度を作られることを求めるべきと考えます。よって、請第2号 18歳到達後の年度末までの医療費助成制度拡充を求める請願に対して反対いたします。</p>

柴田委員長	他に討論のある方。
糟谷委員	<p>請第2号に対して反対の立場で討論いたします。今回の請願の18歳到達後の年度末までの医療費助成制度の拡充を求める請願は、12月議会に提出された内容と同じものであり、12月議会において審議し、市町村ごとの医療費の格差は国において解消すべきで、羽島市議会として国に意見書を提出したところであり、反対いたします。</p>
柴田委員長	他に討論のある方はご発言願います。
	(討論なし)
柴田委員長	<p>討論を終わります。 それでは採決を行います。請第2号は、採択することに賛成の委員の挙手を願います。</p>
	(採択に賛成の委員挙手)
柴田委員長	不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。
	(不採択に賛成の委員挙手)
柴田委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手多数であります。よって請第2号は不採択とすべきものと決しました。 次に請第3号を議題といたします。同請願については既に紹介、説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。ご意見がございましたら発言願います。</p>
	(発言なし)
柴田委員長	続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。
糟谷委員	<p>請第3号 小中学校の給食費無償化を求める請願署名に対しまして、先ほどと同じ理由で請願に反対の立場で討論します。先ほどと同じ理由ですが、請願にもあるように、学校給食は教育基本法において食育と位置付けされ、教育の一環とされています。また、義務教育の機会均等の立場からも居住する地域によって教育費の負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小中学校で完全給食無償化を実現するこ</p>

安井委員	<p>とが求められております。以上のことから市ではなく、国の責任において早急に小中学校の給食費無償化を求めるべきと考え、同請願に反対いたします。</p> <p>私からも請第3号 小中学校の給食費無償化を求める請願署名に対して反対の立場で討論させていただきます。先ほどと同じ文になりますけど読み上げます。経済的に困窮している児童生徒の給食費については生活保護や就学援助の制度により対応されています。昨今の社会経済情勢において、市では給食費の保護者負担を増やすことがないよう対策を講じています。学校給食は教育活動の一環と位置付けられています。教育の機会均等の立場において、地域によってその負担に格差が生じるべきではないことではありますが、子どもの教育費の負担は子育て世帯において重い負担になっています。自治体の限られた財源において、市町村間の競争や格差を生じさせるものではなく、この国の人口減少対策として、子育てにかかる負担が軽減される制度として、国に給食費の無償化を求めるべきと考えます。よって、請第3号 学校給食費に関する請願に反対します。</p>
柴田委員長	<p>他に討論のある方ご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
柴田委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>それでは採決を行います。請第3号は採択することに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(採択に賛成の委員挙手)</p>
柴田委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(不採択に賛成の委員挙手)</p>
柴田委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手多数であります。よって請第3号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>(「委員長、動議。」と呼ぶものあり。)</p>
糟谷委員	<p>先ほども述べましたけれども、給食費の無償化を求めることに対しまして、国の責任において早急に小中学校の給食費</p>

柴田委員長	<p>無償化を求めるべきと考えますので、国に意見書を提出すべきと考え、提案させていただきます。</p> <p>ただいま動議の提出がされました。賛同の委員の挙手を願います。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
柴田委員長	<p>動議が成立しましたので、動議について発言願います。</p>
糟谷委員	<p>学校給食法第2条に定める、学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習と共に学校教育の大きな柱となっています。義務教育はこれを無償とすると定めた憲法第26条第2項により、義務教育については授業料を徴収しないとされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても教科書無償措置法等により無償化をされました。食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費につきましても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましいと考えます。新型コロナウイルスのまん延やロシアのウクライナ問題、物価高騰等、今後の見通しもいまだ不透明であり、経済的に厳しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食費が切に求められている状況でございます。よって、国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書を提出したいと思っております。以上です。</p>
柴田委員長	<p>ここで暫時休憩をいたします。意見書案の配布をお願いいたします。</p> <p>(意見書案配布)</p>
柴田委員長	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。本案について、提出者から説明願います。</p>
糟谷委員	<p>「国の負担で学校給食の無償化を求める意見書」学校給食法第2条に定めている学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習と共に学校教育の大きな柱となっています。義務教育はこれを無償とすると定めた憲法第26条第2項により、義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても教</p>

科書無償措置法等により無償化をされました。食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費につきましても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましいと考えます。新型コロナウイルスのまん延やロシアのウクライナ問題、物価高騰等、今後の見通しもいまだ不透明であり、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食費無償化が切に求められる状況であります。そのため、羽島市では保護者の経済的負担軽減等の観点から学校給食費の全面無償化を昨年9月から実施しており、令和5年3月末まで措置を講じております。加えて、今後は食材費の物価高騰分の補填を行う予定であり、昨今の社会状況により自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多いため、無償化を我が国全ての学校で実現するには国の関与が必要であります。よって、国におかれては、学校給食費無償化の迅速な実施を強く求める意見書を提出させていただきます。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

柴田委員長

ご説明ありがとうございます。
続いて、質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(質疑なし)

柴田委員長

質疑を終わります。
続いて、討論を行います。民生文教委員会で意見書を発議することについて、討論のある方はご発言願います。

糟谷委員

先ほどからも何度も発言させていただいてはいますが、これも、これは住む地域によって金額が違うのではなく、全ての子どもたちが同じ立場で同じ給食が、栄養のあるものが食べられる、それは国の責任において早急に小中学校の給食費の無償化を求めるべきと考えますので、ぜひ皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

柴田委員長

他に討論のある方ご発言願います。

(発議なし)

柴田委員長

討論を終わります。
採決を行います。意見書について、原案の通り発議することにご異議ありませんか。

柴田委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、意見書は原案の通り発議することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。これをもちまして民生文教委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午後 1 時 0 2 分】</p> <p style="text-align: right;">【協議会開始＝午後 1 時 0 3 分】</p>
柴田委員長	<p>続いて、協議会を開催いたします。執行部から報告をお願いいたします。</p>
保険年金課長	<p>国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を予定しておりますので、この場をお借りしてご報告申し上げます。現在、地方税法等の一部を改正する法律案について国で審議されており、成立し、公布された場合、令和 5 年 4 月 1 日施行関連の羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
税務課長	<p>税務課からは市税条例の改正にかかる専決処分につきまして、事前にご依頼申し上げます。現在、国会におきまして地方税法等の一部を改正する法律案が審議中でございます。この法案には本年 4 月 1 日から改正予定の内容も含まれております。従いまして、今後の国会審議の状況にもよりますが、この法案の可決、公布に伴い、3 月 3 1 日までに羽島市税条例の改正が必要になりました場合は専決処分により改正させていただきたいと存じますのでよろしく願い申し上げます。以上でございます。</p>
柴田委員長	<p>以上で協議会を終了いたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【協議会終了＝午後 1 時 0 5 分】</p>